

＜協同組合日専連宇都宮発行「ギフトカード」をお持ちのお客様へ＞

協同組合日専連宇都宮は、2011(平成23)年3月31日をもって事業を廃止致しました。それに伴い、資金決済法に関する法律第20条第1項に基づき払戻しを行うこととなりましたのでお知らせ致します。

未使用ギフトカードをお持ちのお客様は、下記の申出期間内までにお申し出くださいますようお願い致します。

●払戻し対象となる商品券

協同組合日専連宇都宮が発行した「日専連ギフトカード500円券・1,000円券」及び「日専連宇都宮商品券1,000円券」

●払戻しに応じる期間

2011(平成23)年4月7日～2011(平成23)年7月29日
上記申し出期間に申し出をされない場合は本払戻し手続から排斥されます。

●申し出方法

お客様の「住所」「氏名」「連絡先電話番号」「未使用券の枚数、金額」を記載した用紙と所有の未使用商品券を簡易書留にて協同組合日専連宇都宮へご郵送下さい。

●払戻し方法

現金書留にて払戻し致します。なお、ご負担頂きました簡易書留料金も併せて返金致します。

●払戻しが出来ないギフトカード

- ・発行年月日から5年間が経過したもの
- ・偽造、変造されたもの
- ・1/3以上滅失しているもの

◆お問い合わせ先・送付先

〒320-0031 栃木県宇都宮市戸祭元町1-1 サニーハイツ戸祭301
協同組合日専連宇都宮
電話番号 028-621-5240